

議会運営委員会会議録

平成25年12月25日(水)

(開会)10:40

(閉会)13:12

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 人事議案の説明、質疑
 - (1) 議案第121号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
 - (2) 議案第122号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 2 議会選出各種委員の選出
 - (1) 政治倫理審査会委員
- 3 議員提出議案の取り扱いについて
 - (1) 議員提出議案第18号 過疎対策の積極的推進を求める意見書
 - (2) 議員提出議案第19号 公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書
- 4 請願第11号の採決について
- 5 (追加) 決議案の取扱いについて
 - (1) 議員提出議案第20号 中心市街地活性化事業(ダイマル跡地事業地区)に関する調査特別委員会の設置について

委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。人事議案について、執行部に説明を求めます。

市長

今回提案をさせていただきます議案第121号及び議案第122号の人事議案2件について、ご説明いたします。まず、議案第121号は、平成26年3月31日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、飯塚市伊川557番地1、白神郁子氏を引き続き同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。次に、議案第122号は、平成26年3月31日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、飯塚市綱分326番地5、市場啓子氏を新たに、同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。以上、人事議案2件を上程したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、「人事議案の取り扱い」について、事務局に説明させます。

議会事務局次長

只今市長から説明がありました議案第121号及び議案第122号、以上2件につきまして

は、いずれも各委員長報告・質疑・討論・採決のあとに上程し、人事議案でございますので、委員会付託は省略し、本会議において、採決を行い、採決の方法は起立採決としていただいております。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「人事議案の取り扱い」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「人事議案の取り扱い」については、そのように決定いたしました。

次に、「議会選出各種委員の選出」について、事務局に説明させます。

議会事務局次長

任期満了に伴い市長より選出依頼がなされておりました、政治倫理審査会委員につきましては、先の代表者会議及び各会派におきまして、永末議員、守光議員及び森山議員、以上3名の議員を選出することで調整されておりますので、本会議におきまして、「議長の指名」により選出していただいております。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「議会選出各種委員の選出」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「議会選出各種委員の選出」については、そのように決定いたしました。

次に、意見書案に対する各会派のご意見を事務局から報告させます。

議会事務局次長

議員提出議案の賛否一覧表をご覧いただきたいと思っております。一覧表に記載の(1)の過疎対策の積極的推進を求める意見書(案)につきましては、提出後に文面の一部が変更されており、変更後の文面で全会派賛成ということでございました。

次に、(2)の介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書(案)につきましては、提出後に、提出議員から取り下げがなされており、全会派了承いただいているということでございました。

次に、(3)の公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書(案)につきましては、全会派賛成ということでございました。以上で賛否の報告を終わります。

委員長

意見書案に対する各会派の賛否は、ただいま報告があったとおりでございますので、議員提出議案の取り扱いについて、おはかりいたします。

「議員提出議案第18号 過疎対策の積極的推進を求める意見書」については、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、経済産業大臣とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「議員提出議案第19号 公共工事の入札不調を解消する環境整備を求める意見書」については、議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先は、内閣総理大臣、国土交通大臣、経済産業大臣とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「請願第11号の採決について」、事務局に説明させます。

議会事務局次長

厚生委員会に付託されておりました「請願第11号 ひきこもりに対する支援の充実に求める請願」は同委員長報告において不採択となっております。よって、本日の本会議におけます採決につきましては、委員長報告に対してお諮りするのではなく、請願についての賛否をお諮りいたしますので、請願を採択することに賛成の場合は、ご起立いただきますようお願いいたします。以上でございます。

委員長

ただいま説明がありました件については、ご了承願います。

次に、事務局に決議案を配付させます。配付をお願いいたします。

(決議案配付)

次に、中心市街地活性化事業に関する調査特別委員会の設置について、小幡議員ほか2名より議長あて、決議案が急ぎ提出され、本案は、議員提出議案の要件を満たしております。本決議案について提出者から補足説明があればお願いいたします。

小幡委員

おはようございます。議員提出議案第20号の補足説明をさせていただきます。中心市街地活性化事業の中で、ダイマル跡地事業地区に関しまして、調査特別委員会の設置を求めるという議案でございます。これは、中心市街地活性化基本計画、本市の重要な案件であります。執行部からの説明のみ議会が受けております。基本的に所管の委員会に付託されておられません。そこで、我々議会としまして、質問に対して、質疑に対して限度を感じましたことから、特別委員会を設置いたしまして、そこで審議したいという趣旨で提出させていただいております。どうぞ審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、提出者に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

確認いたしますが、調査特別委員会ということですので、これは地方自治法第100条に基づいた委員会の設置を求めるというふうに理解いたしますけど、そのとおりなのでしょうか。

小幡議員

はい、質問者の言われるとおりでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

道祖委員

100条ということですので、百条委員会っていうのはめったに議会でも設置されることがありません。それで、3人の賛同者がいらっしゃるということで、提案すると、議案として議場で諮るということは、もう成立しておると思いますけれど、申し訳ありませんが、会派のほうに持ち帰って、ちょっとこういうやつが正式に出たということで、説明して、どういうふうに取り扱うか、検討させていただきたいと思いますので、10分程度時間をいただけないでしょうか。委員長によろしく取りはからいのほどをお願いいたします。

委員長

暫時休憩をいたします。

休 憩 10:53

再 開 13:10

委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、提出者に対する質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。次に、本決議案の取り扱いについて、事務局に説明させます。

議会議務局長

この決議案につきましての、本会議での取り扱いに関しましては、先ほど、ご審議いただきました議員提出議案第19号の採決のあとに、議事日程に追加し、議案の提案理由説明ののち、委員会付託省略を諮り、質疑・討論・採決を行っていただいております。また、採決の方法は起立採決としていただいております。なお、本案が可決されましたら、本会議を休憩し、委員の選出方法等の取り扱いについて、代表者会議等を開催していただいております。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

委員長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本決議案の取り扱いについては、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。